

男女共同参画推進課が所管する計画について

1 計画の種類

(1) 第4次京都市男女共同参画計画「京都市男女共同参画推進プラン」

(平成23～32年度, 平成27年度改定)

京都市男女共同参画推進条例に基づき策定された、京都市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たり必要となる事項を定めた計画。

同計画の重点分野として、「DV対策の強化」と「仕事と家庭, 社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」を掲げている。

* 「男女共同参画社会基本法」において、市町村の男女共同参画計画の策定は努力義務規定。

(2) 京都市DV対策基本計画(平成23～32年度, 平成27年度改定)

京都市における配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護のための施策を実施するに当たり必要となる事項を定めた計画。

京都市男女共同参画計画の基本目標の一つである「配偶者等からの暴力の根絶」を、「京都市DV対策基本計画」として位置付けている。

* 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、市町村のDV対策基本計画の策定は努力義務規定。

(3) 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画

(平成24～32年度, 平成28年度改定)

平成22年度に策定した京都市の基本計画である「はばたけ未来へ! 京プラン」において、重点戦略の一つに「真のワーク・ライフ・バランス戦略」が掲げられており、人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」の実現に向け、平成24年3月に策定。

京都女性活躍応援計画(平成28～37年度)

京都市及び京都府における、女性の職業生活における活躍についての推進計画である「京都女性活躍応援計画(平成28～37年度)」については、経済団体等と行政が連携したオール京都の女性活躍推進組織である「輝く女性応援京都会議」を中心に、3年を目処に見直しが行われることとなっている。

2 次期計画の策定

上記計画は、平成32年度に計画期間が終了することから、平成31年度から平成32年度にかけて、アンケートの実施やパブリックコメントの募集等を踏まえ、次期計画を策定する。また、策定に当たっては、市長からの諮問を受け、審議会から答申が行われる。

3 審議会における今後の予定

○平成31年2～3月

平成30年度第2回審議会の開催

計画策定に当たっての市民アンケート案の提示

○平成31年6～7月

市民アンケートの実施

○平成31年7月

平成31年度第1回審議会の開催

○平成32年2～3月

平成31年度第2回審議会の開催

市民アンケート結果の報告，計画概要の提示

○平成32年度

平成32年度審議会を4回程度開催（必要に応じて部会を開催）

次期計画策定につき，市長から審議会へ諮問

計画素案の提示，意見交換のうえ最終案の作成，市長への答申